

## 議案第 3 号

### 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について （地域公共交通確保維持改善事業費補助金）

国土交通省では、バス・タクシー・レンタカー事業者が、車両導入、施設整備等を進める際の取り組みを支援（導入経費等費用の一部を補助）する補助事業を実施しております。

この補助制度を活用するためには、管轄する地域公共交通協議会である本会において「生活交通改善事業計画」を策定し、事業者が提出する交付申請書に添付することが要件となっております。

今回、福祉タクシー事業を行う KEL（九島エンジョイライフ）の中平喜則氏より、車両導入に係る補助制度の活用希望がございましたので、「生活交通改善事業計画」を策定することについて、ご承認いただきますよう提案するものです。

併せて、協議会での承認後、事業者が国へ認定申請を行うにあたって軽微な修正等が必要となった場合は、事務局へ一任いただきますようお願いいたします。

## 補助金申請事業者（KEL）について

### （概 要）

事業者名	KEL（九島エンジョイライフ）
代表者	中平 喜則 氏
事業開始	2016年9月1日
従業員数	1人
事業内容	<p>【事業名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）</li> </ul> <p>【対象者範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳を所持している方</li> <li>・介護認定を受けている方（要支援・要介護）</li> <li>・肢体不自由、内部障害、精神障害及び知的障害等により、 単独での移動やタクシー、公共交通機関の利用が困難な方 など</li> </ul> <p>【対象エリア（営業区域）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県</li> </ul> <p>【運賃】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初乗運賃 560円（2.0キロメートルまで）</li> <li>・加算運賃 180円（1,000メートル増すごとに）</li> </ul>
車 両 （現在）	<p>日産セレナ（8人乗り）</p> <p>※車いす積載可（その場合は、最大5人乗車可能）</p>
申請事業 について	<p>【申請事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通バリア解消促進等事業 ーバリアフリー化設備等整備事業ー</li> </ul> <p>【申請理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の細部までサービスを行き届かせ、より多くの方に利用していただくため。</li> </ul> <p>【申請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉タクシー車両導入計画 導入予定：<u>福祉タクシー車両（スロープ付き）</u> 1台 車 種：日産 NV100 クリッパーリオチェアキャブ 購 入 額：2,160千円（補助対象は、車両本体のみ） 補 助 額：600千円（※上限600千円） 定 員：4人（車いす積載の場合も同様）</li> </ul>
参 考	

第 号  
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所 愛媛県宇和島市百々浦1248  
氏名又は名称 KEL(九島エンパイア)  
代 表 者 中平喜則  
担 当 者 名 中平喜則  
電 話 番 号 090-9991-1389

令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
(地域公共交通バリア解消促進等事業) 交付申請書

令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業)  
金 600,000 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年  
法律第179号)第5条の規定により、別紙のとおり申請します。

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和4年6月 日

（名称）宇和島市地域公共交通活性化協議会

（代表者名） 会長 玉田 光彦

1. 生活交通改善事業計画の名称
福祉タクシー車両導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
<p>少子高齢化社会の進展や障がい者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中でドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の果たす役割は大きくなると考えられる。そのため、福祉タクシー車両を導入し、地域の細部までサービスを行き届かせることで、高齢者や障がい者等が福祉タクシーを利用しやすい環境を整備していく必要がある。</p>
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
<p>現在、市内には20台の福祉タクシー車両が導入されている。また、国は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和7年度までに全国で約90,000台の福祉タクシーを導入することを目標として掲げている。</p> <p>本市においても、市内を運行するタクシー事業者の福祉タクシー導入を促進し、バリアフリー化を図る。</p>
（2）事業の効果
<p>福祉タクシー車両を導入することで、移動の円滑化が図られ、高齢者や障がい者等が快適に外出できるようになる。</p>
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
<p>（内容）※具体的に記載すること。</p> <p>・スロープ付きタクシー車両（1台）：K E L（九島エンジョイライフ）</p>
<p>（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）</p> <p><b>※3区分すべてについて記載すること</b></p> <p>・K E L（九島エンジョイライフ）身体：設定なし 知的：設定なし 精神：設定なし</p>
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
<p>〈バス車両の導入に係る事業〉</p> <p>該当なし</p>
<p>〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉</p> <p>令和3年度末宇和島市の福祉タクシー保有事業者：15事業者 車両台数：20台</p>
<p>〈バスターミナルに係る事業〉</p> <p>該当なし</p>

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額												
令和4年度（当該年度）												
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合							
福祉タクシー 車両導入（ス ロープ付き）	2,160 千円	600 千円	千円	千円	1,560 千円							
	100%	28%	%	%	72%							
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。												
6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和4年度			令和5年度			令和6年度					
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー車両 導入（スロープ付 き車両）	交付決定後、着手 （着手予定：7月中旬頃） 1台 10月31日完了											
7. 協議会の開催状況と主な議論												
※協議会の開催状況と主な議論の内容について記載。												
8. 利用者等の意見の反映												
※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。												

9. 協議会の構成員	
関係都道府県	愛媛県南予地方局建設部建設企画課
関係市区町村	宇和島市総務企画部企画課 宇和島市建設部
交通事業者・交通施設管理者等	四国旅客鉄道株式会社、 宇和島自動車株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、 南予ハイヤー協議会、宇和島ハイヤー株式会社、 大洲河川国道事務所、宇和島警察署
地方運輸局	四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	宇和島市連合自治会、宇和島市PTA連合会、 宇和島市女性団体連絡協議会、宇和島市老人クラブ連合会、 宇和島自動車労働組合、宇和島市観光物産協会

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者】

(住 所) 愛媛県宇和島市曙町1番地

(所 属) 宇和島市総務企画部企画課

(氏 名) 古田 歩

(電 話) 0895-49-7003 (直通)

(e-mail) kikaku1@city.uwajima.lg.jp

様式第4-1-1 別紙2

(バス・タクシー車両、船舶の移動等円滑化、福祉タクシーの共同配車センターの整備、バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供、鉄軌道駅の利用者の利便性向上に資する生活支援機能施設の整備を除く利用環境改善促進等事業に限る)

令和3年度：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）交付申請事業

補助対象事業者名 KEL（九島エンジニア）中平 喜則

(単位：円)

補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の名称	補助対象設備	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額	備考
1 バリアフリー化設備等 整備事業（福祉タク シー導入経費）	福祉タクシー導入事 業	福祉タクシー（スロー ブ付き）1台	着手 令和4年7月中旬頃 ※交付決定後、着手 完了 令和4年10月31日	2,160,000	600,000	
2						
3						
・ ・						
計				2,160,000	600,000	

(添付書類)

- (1) 生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画の写し
- (2) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
- (3) その他申請に必要な書類

## 補助金の算出基礎

導入設備 福祉タクシー(リフト付き以外)1台

補助対象経費 2,160,000 円

①内示額 600,000 円

②補助率 1/3

補助率に基づく補助金額算定 720,000 円

③上限額 600,000 円

したがって補助額は 600,000 円となる。





# おクルマご購入プラン

## 愛媛日産自動車株式会社

宇和島和霊店  
吉岡 聡  
0895-24-1423

2022年05月30日  
2122E03380

中平 喜則

様

下記のとおりおクルマご購入プランを作成いたしました。  
なにとぞご用命くださいますようお願い申し上げます。

**お見積金額** **¥2,480,589円**

上記金額には【販売諸費用・税金・保険料等・消費税等】を含みます。

### 【おすすめ車】

NV100クワット-リオ チェアキャブ R06A 4AT

【車種記号：UQCNRMAZA1UDFN2RAZ】 (Z2SC) (¥0)

### 【車両代】

メーカーオプション付車両本体価格	2,160,000
付属品価格	199,709
車両代合計	2,359,709

### 【販売諸費用（課税）】

検査登録（届出）手続代行費用	17,600
車庫証明手続代行費用	0
納車費用	12,100
下取車手続代行費用	0
希望ナンバー申込手続代行料	0
環境整備費用（自社処理）	0
その他	0
査定料	0
販売諸費用（課税）計	29,700

### 【販売諸費用（非課税）】

検査登録（届出）手続預り法定費用	3,270
車庫証明手続預り法定費用	0
下取車諸手続預り法定費用	0
公正証書作成費用	0
環境整備費用（委託処理）	0
廃棄車両処理費用	0
他非課税	0
下取自税	0
販売車両リサイクル料金	8,800
販売諸費用（非課税）計	12,070

### 【税金保険料等】 5月登録

自動車税	0
自動車重量税	5,200
環境性能割	38,800
自動車賠償責任保険	20,310
自動車任意保険	0
税金保険料等計	64,310

内) 消費税・地方消費税等合計 2,700

車両代合計	2,359,709
販売諸費用等合計	106,080
下取車充当額	0
リサイクル預託金相当額通知書計	0
使用済自動車引取依頼書計	14,800
お支払合計金額	2,480,589

### 【付属品明細】

品名	数量	金額
錆止め	1	80,000
社・ETC・バックカメラ等	1	90,909
専用フロアマット	1	12,800
車いすスペース用フロアマット	1	16,000
合計		199,709

### 【クレジットお支払例1】

支払い総額（含む頭金）	
頭金	
所要資金	
支払回数	
初回	
毎月	
ボーナス1	
ボーナス2	

### 【クレジットお支払例2】

支払総額（含む頭金）	
頭金	
所要資金	
支払回数	
初回	
毎月	
ボーナス1	
ボーナス2	

ボーナス返済月により金額が多少変更になることがあります。

上記明細の消費税課税対象項目には消費税が含まれています。  
おクルマご購入プランの有効期限は作成日より30日です。  
ご連絡お待ちしております。

# 許 可 書

KEL（九島エンジョイライフ）

中平 喜則 殿

平成28年6月10日付け申請の一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）は下記のとおり許可する。

## 記

1. 営業区域

愛媛県

2. 条 件

（1）運輸開始の期間は許可の日から6箇月とする。

（2）福祉輸送事業限定の許可に際し別紙のとおり条件を付す。

平成28年7月7日

四国運輸局長 瀬部 充一

## 別 紙

福祉輸送事業限定の許可の条件は次のとおりとする。

### 1. 当該輸送の対象

次に掲げる者及びその付添人の輸送に限る。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ 上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、精神障害及び知的障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

### 2. 使用車両は、次に掲げる自動車とする。

(1) 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）による改正後の道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車（車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。以下「福祉自動車」という。）

(2) (1)によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、以下の①～④のいずれかの要件を満たした者が乗務する自動車。

- ① ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。
- ② 介護福祉士の資格を有していること。
- ③ 訪問介護員の資格を有していること。
- ④ 居宅介護従業者の資格を有していること。

### 3. 営業所のみにおいて輸送の引受けを行うこと。

### 4. 使用する車両には、外部から見やすいように車体の側面に福祉輸送事業に用いる車両である旨次の事項を表示すること。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

(2) 「福祉輸送車両」及び「限定」の文字

(3) 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

# 認 可 書

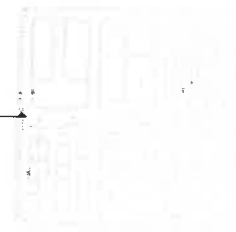
KEL（九島エンジョイライフ）

中平 喜則 殿

平成28年8月1日付け申請の一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の運送約款の設定は、申請のとおり認可する。

平成28年8月23日

四国運輸局長 瀬部 充一



# 認 可 書

KEL（九島エンジョイライフ）

中平 喜則 殿

令和元年9月3日付け申請の一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の運賃及び料金の変更は、別紙のとおり認可する。

令和元年10月2日

四国運輸局長 上園 政裕

## 運賃及び料金の種類・額及び適用方法

### I. 運賃及び料金の種類及び額

#### 1. 距離制運賃

##### (1) 距離運賃

車種別	初乗運賃	加算運賃
大型車	2.0キロメートルまで560円	1000メートルまでを増すごとに180円

## II 運賃の適用方法

### 1. 車種区分

この運賃で「小型車」「中型車」「大型車」又は「特定大型車」とは、次の表に定めるとおりとする。

車種区分	自動車の大 き さ 等
小型車	<p>道路運送車両法施行規則（以下、「規則」という。）第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以下で乗車定員5人以下のもの。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち総排気量が2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で自動車の長さが4.7メートル以下、かつ、乗車定員5人以下のもの。</p> <p>同条に定める小型自動車であって身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）で乗車定員6人以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車（検査対象軽自動車であって二輪自動車を除く。）で、運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車など使用用途が福祉輸送に限定されるもの。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員5人以下のもの。</p>
中型車	<p>規則第2条に定める小型自動車のうち乗車定員6人以下のもの、又は普通自動車のうち総排気量が2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6人以下のもの（ただし、小型車の車種区分に属するものを除く。）。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち総排気量が2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの（ただし、小型車の車種区分に属するものは除く。）。</p> <p>同条に定める普通自動車であって身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）で乗車定員6人以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車又は小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人以下のもの（ただし、小型車の車種区分に属するものを除く。）。</p>
大型車	<p>規則第2条に定める普通自動車のうち総排気量が2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、乗車定員6人以下のもの。</p> <p>ハイブリッド自動車のうち総排気量が2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）で乗車定員7人以上のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車又は小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員7人以上のもの。</p>
特定大型車	<p>規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7人以上のもの（ただし、大型車の車種区分に属するものを除く。）。</p>

- 備考 ① 「ディーゼル機関を搭載した自動車」については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
- ② 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。
- ③ 「軽自動車」については、電気自動車又は福祉輸送に限るものとする。

2. 距離制運賃

距離制運賃の算定は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離による。

3. 運賃及び料金の收受方法

(1) 距離制運賃及び料金の收受は、積算計（トリップメーター）の距離により算出した額による。

4. 旅客の実費負担

(1) 旅客の要求により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。

(2) 道路事情、交通規制等客観的な事情又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合における当該利用の実費は、旅客の負担とする。

5. 適用区域

この運賃及び料金を適用する区域は次のとおりとする。ただし現に許可を受けている営業区域に限る。

愛媛県

附 則

1. この運賃及び料金は、令和元年 月 日から実施する。